

社会体育施設等の使用料が変わります

(令和3年4月1日～)

高千穂町では、平成8年より体育施設使用料が据え置きとなっておりましたが、消費税率引き上げに伴う光熱水費の増額ならびに施設を利用する方(使用料)と利用しない方(税金)との負担の公平性を確保するために、令和3年4月1日より使用料の改定を行います。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

管理センター ※太字が改定後、()内が現行金額 (－)は現条例に記載がないもの (単位:円)

室名	使用区分(1時間当たり)			
	9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	冷暖房・特殊照明等
第1・2研修室	2,250 (2,100)	2,900 (2,700)	3,500 (3,200)	880 (820)
研修室(和室)	380 (350)	500 (460)	600 (550)	150 (140)
小会議室(和室)	270 (250)	350 (330)	450 (400)	110 (100)
小会議室(洋室)	380 (350)	500 (460)	600 (550)	150 (140)
ロビー	150 (－)	150 (－)	250 (－)	100 (－)
給湯室	200 (－)	200 (－)	300 (－)	100 (－)
ステージ	200 (－)	200 (－)	300 (－)	150 (－)
全館	3,830 (4,200)	4,800 (5,500)	6,000 (6,600)	1,750 (1,640)

※駐車場のみの占用時、占用面積に応じ500～2,000円の占用料を徴収します。